

住生活基本法及び住生活基本計画の概要について

1 住生活基本法について

住生活基本法は、「国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項」を定めたもので、平成18年6月に施行されています。

この法律の施行以前は、5年ごとの公営・公庫・公団住宅の建設目標を位置づけた「住宅建設五箇年計画」により住宅施策が進められてきましたが、近年の住宅ストックの量の充足や本格的な少子高齢化と人口減少などの社会経済情勢の著しい変化に対応するため、「量」から「質」への新たな住宅施策の転換が必要になったことから、住生活基本法が作成されました。

住生活基本法では住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策として、次の3施策を掲げ、また法律の内容は下記のとおりとなっています。

- ① 安心・安全で良質な住宅ストック・居住環境の形成
- ② 住宅の取引の適正化、流通の円滑化のための住宅市場の環境整備
- ③ 住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの構築

〔基本理念〕

「現在及び将来の国民の住生活の基盤である良質な住宅の供給」など

〔責務〕

国、地方公共団体、住宅関連事業者、居住者など関係者それぞれの責務

〔基本的施策〕

国、地方公共団体は、住生活の安定の確保及び向上の促進のために必要な施策を講じる

〔住生活基本計画の策定〕

〔全国計画〕

- ・ 施策の基本的方針
- ・ 全国的見地からの目標・施策
- ・ 政策評価の実施

〔都道府県計画〕

- ・ 都道府県内における施策の基本的方針
- ・ 地域特性に応じた目標・施策
- ・ 公営住宅の供給目標

2 住生活基本計画について

(1) 全国計画

住生活基本計画の全国計画は、住生活基本法に基づき、平成18年に策定されました。全国計画においては、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標や基本的な施策などを定め、目標を達成するために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

全国計画は、5年ごとに見直しを行うこととされ、これまでに平成21年、平成23年、平成28年、令和3年の計4回の計画の見直しがされています。

[計画の概要] (令和3年計画)

- 目標 1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現
- 目標 2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保
- 目標 3 子どもを産み育てやすい住まいの実現
- 目標 4 多様な世帯が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり
- 目標 5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
- 目標 6 脱炭素社会に向けた住宅環境システムの構築と良質な住宅ストックの形成
- 目標 7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進
- 目標 8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展
- その他 大都市圏における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進

(2) 千葉県計画

千葉県計画についても、全国計画に即して平成19年に策定され、その後、平成24年、平成29年、令和4年の計3回の計画の見直しがされています。

◎計画の概要（令和4年計画）

〔理念〕

千葉の未来を切り開く！豊かな住生活 ～社会の変化や多様化する価値観に対応した豊かな地域社会と住まいの実現～

〔目標〕

- 目標1 新しい日常に対応した住まい方の実現
- 目標2 自然災害に備えた安全な住まいづくり
- 目標3 若年・子育て世帯が安心して暮らせる地域社会づくり
- 目標4 高齢者が安心して暮らせる地域社会づくり
- 目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる地域社会づくり
- 目標6 脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックの形成と適切な維持管理

〔地域別の方向性〕

印旛ゾーン

- ・ニュータウンの都心への良好なアクセスや緑豊かで高質な住環境を活かし、若年層を始めとする幅広い世代の居住ニーズに対応
- ・大規模住宅団地における脱炭素化の取り組み、歴史的資源の活用と保全、良好な住環境づくり など

(3) 佐倉市計画

佐倉市においては、全国計画及び千葉県計画の内容を踏まえつつ、佐倉市の地域性や特色を活かした「佐倉市住生活基本計画」を、平成26年に策定し、その後、令和2年に見直しを行っています。

※ 佐倉市住生活基本計画の概要については、別添資料により説明します。